

はじめに

政府においては、昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」（平成22年6月18日）において、「政策推進体制の抜本的体制強化のため、総合科学技術会議を改組し、『科学・技術・イノベーション戦略本部（仮称）』を設置する」としている。これを受けて、第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）では、科学技術政策とイノベーション政策を一体的に進めることを「科学技術イノベーション政策」と位置付け、あわせて「科学技術イノベーション」を「科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結びつける革新」と定義している。このことから、本研究会では、定義された科学技術イノベーションの実現のための科学技術イノベーション戦略本部の設置を提案するものである。

提案の前提としての研究会の共通認識は次のようにまとめられる。すなわち、現在の人類、世界各国及び我が国が遭遇している多様な危機の解決は科学技術の知識なしにはできない。したがってわが国は、3期にわたる科学技術基本計画によって達成された科学的知識の蓄積を基礎としてイノベーションを起こしつつこの危機を乗り越えることに総力を挙げるべきであるという認識である。

しかしそのための環境は十分に整っていない。科学技術基本計画によって研究の水準は上がったが、各研究者による研究成果は分散したままである。現在のわが国における不可解な状況は、それを社会の恩恵に仕上げるために必要な、明示的な政治的意思と研究者の役割意識とが決定的に欠けていることにある。本提案はその状況からの脱却を目標としている。

政治的意思と研究者の役割意識との欠落は、研究成果が社会的恩恵になることを阻害してきた最大の原因である。実は両者は整合性を欠く科学技術政策と、研究者の社会的貢献の低さとして現象しているが、それは同じ問題を原因としていることが以下のように明らかである。ここでは科学技術イノベーションの（1）動機、（2）駆動力、（2）担い手の観点から概観するが、まず政治的意思の欠落は

- (P1) 科学に対する社会からの期待の明示の不在
- (P2) 研究者間の組織的な分断の放置
- (P3) 研究者を魅力的な職とすることの方針の欠如

を生み、そして研究者の役割意識は、

- (S1) 研究費の使用が国民の期待に応えることであるという事実に対する認識の不足
- (S2) わが国の科学コミュニティが、社会の中で全体として果たしている役割の一部を担っていることの認識の欠如
- (S3) 研究と教育の不調和

として現れる。これらが、科学コミュニティと産業との連続的・凝集的な連携の上にのみ可能な科学技術イノベーションを阻害している原因である。ところで、明らかに各項は対応しており、その結果、政治的意思あるいは役割意識の、それぞれを別々に改革して連携を実現することには困難があるといわざるを得ない。事実、これらの個々の問題はすでに長い間指摘されながら、個々の努力が不毛に終わり、期待される科学技術イノベーションが実現できないでいることの原因は両問題の間に存在する関係性にある。したがってその関係性の理解に基づく解決策が必要なのである。

ここではそれを可能にするものとして、両者を連動して解決する“凝集的政策 (coherent policy)”の提案を行う。それは、政治・行政と、科学者・科学コミュニティとが連携しつつ同時的に科学技術イノベーション実現可能な環境 (innovation ecosystem) 創出に向けて努力する体制である。しかもこの凝集的政策における連携は、両者がそれぞれ相手の自主性を阻害することなく互いに尊重し、自己の責任を明確にとるものでなければならない。その詳細は以下の章で述べられるが、その基本的な構造をここに略記する。

- (1) 科学技術イノベーション戦略本部を置き、政策を立案し、実施を推進する（総理大臣を本部長とし、科学技術イノベーション政策担当大臣を副本部長とする）
- (2) 科学技術イノベーション戦略本部の科学技術イノベーション担当大臣を国家戦略本部の一員とすることによって科学技術イノベーションを国家戦略の柱の一つと位置付ける。
- (3) 科学技術イノベーション顧問（首席、常勤）を置き、内閣総理大臣に対して科学技術イノベーションに関する助言を行う。顧問（首席）は科学技術イノベーション会議の一員とする。
- (4) 顧問（首席）は科学コミュニティの見解を理解するものとして、その職務を遂行する。そのために科学コミュニティを代表する日本学術会議会長（常勤）と緊密な連絡を取る。
- (5) 各府省に科学技術イノベーション顧問を置き、各省の科学技術政策に助言し、推進を評価する。

- (6) 顧問（首席）は、各府省の助言者である各府省科学技術イノベーション顧問の会議を開き、各府省の科学技術イノベーション政策を俯瞰し、政策提案し、実施結果を評価する。
- (7) 科学技術イノベーション戦略本部のもとに既存の科学技術イノベーションに関するシンクタンクを結ぶネットワークの核（コア）となる「公的シンクタンク」を置く。これは本部の要請によって必要な科学技術イノベーションにかかわる知識を創出し提供する科学者集団であり、要請は受けるが知識創出作業には高い自主性を与えられなければならない。この自主性は、調査の質を高めることに必要な科学コミュニティと信頼関係を保持するために必要不可欠である。（これは政府内科学者（scientist in government）であって、現在まで我が国に正式なものとして存在せず、未経験の組織である。これについては、政治・行政と科学者との協力により、慎重に人材を育成し、組織する必要があるが、本提案実施時にこの任務を与えられる組織については別に考える）
- (8) 大学（国公立）研究者、研究法人研究者、産業内研究者の三者が科学者コミュニティを構成するものとする。本提案は科学者コミュニティの構造を変えるものではないが、本提案の実現のためには各構成者が科学者コミュニティの社会における使命を理解し、かつ各構成者がその中で固有の役割を認識することが必要条件であることを強く理解することが不可欠である。
- (9) 科学コミュニティの代表は日本学術会議であるが、ここには科学者が選出する公的シンクタンクを置く
- (10) 大学の研究者は、顕在あるいは潜在する社会的期待に応えることを条件として、研究の自治を持つ。
- (11) 研究法人の研究者は、各府省の行政目的の中で研究するという条件のもとでの研究の自治を持つ
- (12) 産業内研究者は、企業の業務として研究を行う。
- (13) イノベーションの社会における実現者は企業である。

このように、イノベーションにかかわる要素を連続的・凝集的に構造化することにより、科学技術イノベーションの政策を立案実施する政治・行政の政治的意思の発現と、科学技術イノベーションを実現する科学技術コミュニティ・科学者の役割意識の覚醒とを、同時に実現する可能性が生まれる。このことが、社会におけるイノベーション実現者である企業につながってゆく。

凝集的政策を実現する組織の例の略図を図1に示す。

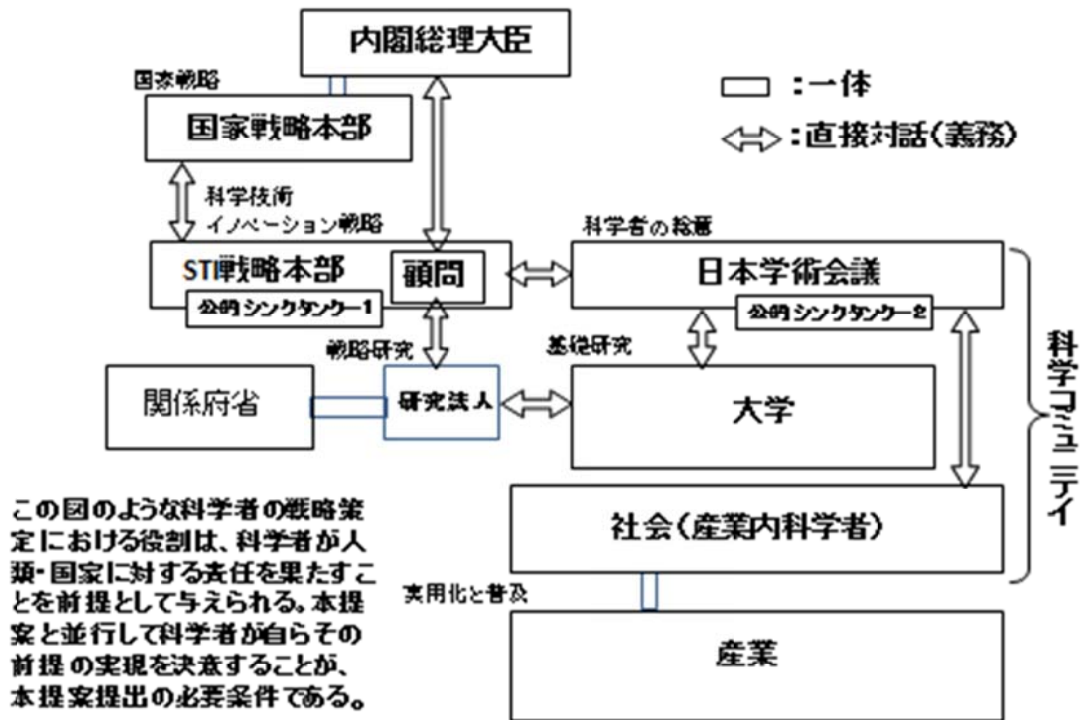


図1 科学技術イノベーションを促進する凝集的組織

科学技術イノベーション推進の観点からの総合戦略の作成、方針の提示、総合調整

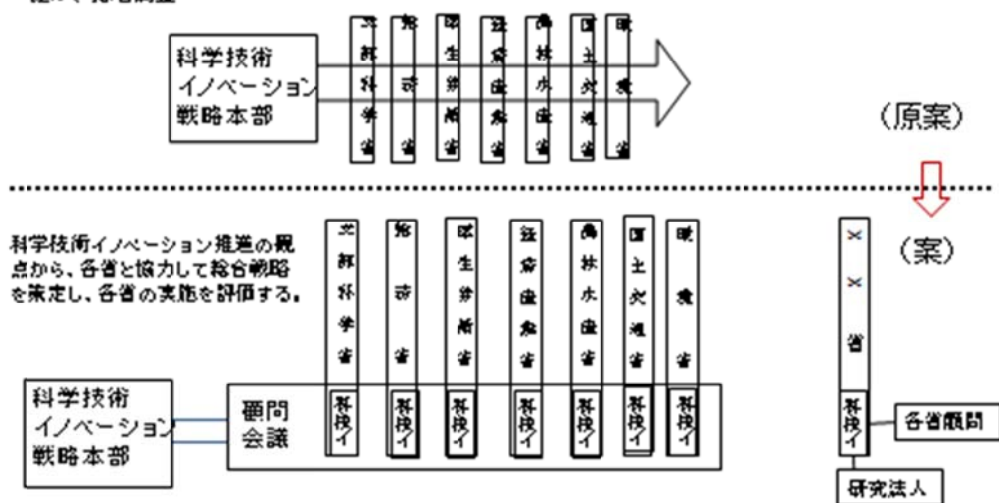


図2 実質的に有効な戦略を立てるための仕組み